

介護職員等がたん吸引等を行うために必要な「喀痰吸引等研修」は、実施できるようになる特定行為に応じて、3種類（第一号研修～第三号研修）に区分されています。

研修区分	実施できるようになる特定行為		受講対象者	研修内容
	対象者	特定行為		
第一号研修	「不特定多数の利用者」を対象	下記のすべての行為 ・ 口腔内の喀痰吸引 ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ・ 経鼻経管栄養	次の施設・事業所等に勤務し、「不特定多数の利用者」に対してたん吸引等を行う必要のある介護職員等 ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 有料老人ホーム ・ グループホーム ・ 障害者(児)施設等(医療施設を除く。) ・ 訪問介護・訪問入浴介護事業所 ・ 通所介護・通所リハビリテーション事業所 ・ 短期入所生活介護事業所	・ 講義50時間 ・ 演習 ・ 実地研修
第二号研修		下記のいずれかの行為 ・ 口腔内の喀痰吸引 ※ ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ※ ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ※ ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ※ ・ 経鼻経管栄養 ※ ※ 実地研修を修了した行為に限る。		
第三号研修	「特定の利用者」を対象 「特定の利用者」は、次のとおり ・ 筋萎縮性側索硬化症(ALS)又はこれに類似する神経・筋疾患 ・ 筋ジストロフィー ・ 高位頸髄損傷 ・ 遷延性意識障害 ・ 重症心身障害 等	・ 口腔内の喀痰吸引 ※ ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ※ ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ※ ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ※ ・ 経鼻経管栄養 ※ ※ 実地研修を修了した行為に限る。	次の施設・事業所等に勤務し、「特定の利用者」に対してたん吸引等を行う必要のある介護職員等並びに特別支援学校の教員、保育士等 ・ 障害者(児)サービス事業所 ・ 障害者(児)施設 ・ 訪問介護・訪問入浴介護事業所 ・ 通所介護・通所リハビリテーション事業所	・ 講義8時間 ・ 演習 ・ 実地研修